

宮城県国民健康保険運営方針案 新旧対照表

資料3-3

通しNo	ページ	章・項	変更後(新)	変更前(旧)	備考
1	目次	第3章 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項	7 激変緩和措置 ..... 13 (1)納付金の算定方法の設定 (2)都道府県繰入金の活用と終期 <u>(3)対象額を規定する一定割合</u> (4)特例基金繰入金の活用	7 激変緩和措置 ..... 13 (1)納付金の算定方法の設定 (2)都道府県繰入金(2号)の活用 _____ <u>(3)特例基金繰入金の活用</u>	
2	目次	第4章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項	第4章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項 1 保険料(税)収納率の推移 ..... 15 (1)現年課税分 (2)滞納繰越分 2 収納対策の実施状況 ..... 16 3 収納率目標の設定 ..... 17 (1)現年課税分 (2)滞納繰越分 4 収納対策強化に資する取組 ..... 18 (1)県による取組 (2)市町村による取組  ※第5章以降においても同じ(記載省略)	第4章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項 1 保険料(税)収納率の推移 ..... 14 (1)現年課税分 (2)滞納繰越分 2 収納対策の実施状況 ..... 15 3 収納率目標の設定 ..... 16 (1)現年課税分 (2)滞納繰越分 4 収納対策強化に資する取組 ..... 17 (1)県による取組 (2)市町村による取組	
3	目次	第6章 医療費の適正化の取組に関する事項	2 医療費の適正化に向けた取組 ..... 22 (1)特定健診・特定保健指導実施率の向上 (2)データヘルス計画の策定支援 (3)後発医薬品の使用促進 (4)糖尿病重症化予防 <u>(5)スマートみやぎ健民会議</u> <u>(6)歯と口腔の健康づくり</u>	2 医療費の適正化に向けた取組 ..... 21 (1)特定健診・特定保健指導実施率の向上 (2)データヘルス計画の策定支援 (3)後発医薬品の使用促進 (4)糖尿病重症化予防  <u>_____</u>	
4	目次	第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項	2 国保データベース(KDB)システム等の活用 ..... 25	2 国保データベース(KDB)システム_の活用 ..... 24	

通し No	ページ	章・項	変更後(新)	変更前(旧)	備考
5	P4	第2章 1 医療費の動向 と将来の見通し	(3)世帯主の職業と所得状況  平成27年度の国民健康保険に加入している世帯の世帯主の職業は、年金生活者等の「無職」が45.8%で最も多く、次いで非正規雇用者等、厚生年金加入要件を満たさない「被用者」が23.3%となっている。一方、「自営業」が12.4%、「農林水産業」が4.0%であり、被保険者に占める割合は小さくなっている。 <u>国民健康保険の所得別世帯割合は、被保険者数によって保険料(税)の減免を受けられる所得200万円未満の世帯が、本県では約72%、全国では約80%となっている。</u> <u>国民健康保険の財政基盤を支える被保険者の多くを、無職者や低所得者が占めている状況は、全国的な傾向といえ、本県においても同様の状況にある。</u>	(3)世帯主の職業  平成27年度の国民健康保険に加入している世帯の世帯主の職業は、年金生活者等の「無職」が45.8%で最も多く、次いで非正規雇用者等、厚生年金加入要件を満たさない「被用者」が23.3%となっている。一方、「自営業」が12.4%、「農林水産業」が4.0%であり、被保険者に占める割合は小さくなっている。	パブリックコメントNo.3 (資料3-1 1ページ)
6	P5	第2章 1 医療費の動向 と将来の見通し	(4)医療費の動向  国民健康保険における医療費は、平成27年度1,982億円_____であり、平成22年度1,849億円と比較すると、133億円増となっている。	(4)医療費の動向  国民健康保険における医療費は、平成27年度1,982億円(速報値)であり、平成22年度1,849億円と比較すると、133億円増となっている。	
7	P5	第2章 1 医療費の動向 と将来の見通し	また、一人当たりの医療費は、平成27年度353,895円_____で、平成22年度290,904円と比較すると62,991円の増となっている。 最も高い市町村は、山元町404,904円_____で、最も低い市町村は、大衡村312,791円_____であり、その差は1.29倍となっている。	また、一人当たりの医療費は、平成27年度353,895円(速報値)で、平成22年度290,904円と比較すると62,991円の増となっている。 最も高い市町村は、山元町404,904円(速報値)で、最も低い市町村は、大衡村312,791円(速報値)であり、その差は1.29倍となっている。	
8	P6	第2章 1 医療費の動向 と将来の見通し	(5)保険料(税)の動向  国民健康保険における一人当たり保険料(税)調定額は、平成27年度94,634円_____で、平成22年度89,496円と比べて5,138円増加している。	(5)保険料(税)の動向  国民健康保険における一人当たり保険料(税)調定額は、平成27年度94,634円(速報値)で、平成22年度89,496円と比べて5,138円増加している。	
9	P6	第2章 1 医療費の動向 と将来の見通し	また、平成27年度の一人当たり調定額が最も高いのは色麻町114,502円_____で、最も低いのは山元町63,245円_____であり、その差は1.81倍となり、平成22年度の差の2.11倍と比較すると狭まっている。	また、平成27年度の一人当たり調定額が最も高いのは色麻町114,502円(速報値)で、最も低いのは山元町63,245円(速報値)であり、その差は1.81倍となり、平成22年度の差の2.11倍と比較すると狭まっている。	

通し No	ページ	章・項	変更後(新)	変更前(旧)	備考
10	P8	第2章 2 財政収支に係る基本的な考え方	<p>ア 保険者の政策によるもの</p> <p>a 保険料(税)の負担緩和を図るための補填(地方単独の保険料(税)軽減、前期納付金・後期高齢者支援金・介護納付金分の補填を含む。)</p> <p>b 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第58条2項の傷病手当等の任意給付費の補填</p> <p>イ 過年度の赤字によるもの</p> <p>a 累積赤字補填</p> <p>b 公債費、借入金利息支払金への充当</p>	<p>ア 保険者判断によらないもの</p> <p>a 保険料(税)の収納不足による補填</p> <p>b 医療費の増加に伴う保険給付金増加分への充当</p> <p>イ 保険者判断によるもの</p> <p>a 保険料(税)の負担緩和を図るための補填(地方単独の保険料(税)軽減、前期納付金・後期高齢者支援金・介護納付金分の補填を含む。)</p> <p>b 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第58条2項の傷病手当等の任意給付費の補填</p> <p>乙 過年度の赤字によるもの</p> <p>a 累積赤字補填</p> <p>b 公債費、借入金利息支払金への充当</p>	
11	P8	第2章 2 財政収支に係る基本的な考え方	<p>エ 法77条又は地方税法717条に基づく条例等を根拠に行う保険料(税)の減免又は徴収猶予の補填</p> <p>オ 地方単独事業の医療給付費波及増等への充当</p> <p>オ 保健事業への充当</p> <p>カ 直営診療施設に係る費用への充当</p> <p>キ 基金積立金</p> <p>ク 返済金</p> <p>ク その他</p>	<p>エ 法77条又は地方税法717条に基づく条例等を根拠に行う保険料(税)の減免又は徴収猶予の補填</p> <p>オ 地方単独事業の医療給付費波及増等への充当</p> <p>オ 保健事業への充当</p> <p>キ 直営診療施設に係る費用への充当</p> <p>ク 基金積立金</p> <p>ク 返済金</p> <p>ミ その他</p>	
12	P8	第2章 2 財政収支に係る基本的な考え方	<p>(2)県の国民健康保険特別会計</p> <p>県は、必要な支出を国保事業費納付金や国庫負担金等でまかうことにより、収支を均衡させる。</p> <p>また、県は、県内市町村の事業運営が健全に行われ、かつ、県の特別会計において必要以上に剩余金や繰越金を確保することのないよう、県内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営する。</p>	<p>(2)県の国民健康保険特別会計</p> <p>—必要な支出を国保事業費納付金や国庫負担金等でまかうことにより、収支を均衡させる。</p> <p>また、県は、県内市町村における健全な事業運営が行われるよう、必要以上に剩余金や繰越金を確保しないなど、バランスのとれた財政運営を行う。</p>	パブリックコメントNo.6 (資料3-1 2ページ)
13	P9	第2章 3 赤字解消・削減の取組	(1)財政状況	(1)財政状況	
			国民健康保険の財政全体の収入額は、平成27年度2,936億円_____であり、保険料(税)、国庫支出金や各種交付金等によって構成されている。	国民健康保険の財政全体の収入額は、平成27年度2,936億円(速報値)であり、保険料(税)、国庫支出金や各種交付金等によって構成されている。	
14	P9	第2章 3 赤字解消・削減の取組	国民健康保険の財政全体の支出額は、平成27年度2,846億円_____であり、ほぼ3分の2が保険給付費として支出されている。	国民健康保険の財政全体の支出額は、平成27年度2,846億円(速報値)であり、ほぼ3分の2が保険給付費として支出されている。	

通し No	ページ	章・項	変更後(新)	変更前(旧)	備考
15	P10	第2章 3 赤字解消・削減の取組	(2)解消・削減すべき赤字の定義 解消・削減すべき赤字の定義は、「決算補填等目的の法定外繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合計額とし、決算補填目的の法定外繰入については、本章2(1)ア及びイのとおりとする。 なお、保険料(税)の予期しない収納不足や医療費の見込みを上回る増加等により、市町村財政に影響が生じることが見込まれる際は、当該市町村は、財政安定化基金から貸付を受けて対応することとなる。	(2)解消・削減すべき赤字の定義 解消・削減すべき赤字の定義は、「決算補填等目的の法定外繰入額」と「繰上充用金の増加額」 <u>とする。</u> なお、決算補填目的の法定外繰入については、本章2(1)アからウのとおりとする。	
16	P13	第3章 6 納付金の算定方式	また、将来的に保険料水準を統一する場合、徐々に $\alpha = 0$ に近づけていく必要があるが、その時期については県と市町村で本方針の対象期間中に協議を行うこととする。	また、将来的に保険料水準を統一する場合、徐々に $\alpha = 0$ に近づけて行く必要があるが、その時期については県と市町村で本方針の対象期間中に協議を行うこととする。	
17	P13	第3章 7 激変緩和措置	医療費指数反映係数 $\alpha = 0.5$	医療費水準反映指数 $\alpha = 0.5$	
18	P13	第3章 7 激変緩和措置	(2)都道府県繰入金 の活用と終期 都道府県繰入金(1号)による激変緩和措置の配分は、原則として直近における県調整交付金1号分の定率配分割合である9分の7を維持する条件下で実施することとしつつ、3年間を自安として、9分の6を維持する範囲内で、市町村と合意の上で、上限を変更することも可能とする。 都道府県繰入金を活用した激変緩和措置の終期は、原則、平成35年度とするが、必要に応じ、今後の本方針の見直しにおいて、その時期を変更することも可能とする。	(2)都道府県繰入金(2号)の活用 都道府県繰入金(2号)は、原則として直近3か年の医療費平均増加率を使用して繰入金額を決定するものとする。詳細については、国から示される政省令をもとに決定することとする。	
19	P13	第3章 7 激変緩和措置	(3)対象額を規定する一定割合 激変緩和措置の対象額を規定する一定割合については、市町村から意見を聞き、知事が別に定めることとする。		
20	P13	第3章 7 激変緩和措置	(4)特例基金繰入金の活用 激変緩和活用のために積み立てた特例基金は、一部の市町村に都道府県繰入金(1号)を活用して激変緩和措置を講じた結果、他の市町村の納付金負担が増加する場合に、知事がその増加分の影響を抑制するため必要があると判断した場合に、激変緩和用に積み立てた特例基金を県の収入財源に繰り入れ、都道府県繰入金の減少分を補填するために活用する。特例基金繰入額の上限額は、激変緩和を目的とした都道府県繰入金の繰入額を上限とする。 なお、決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用して、各市町村の納付金を個別に減算することも可能とする。 特例基金繰入金の活用については、平成35年度までの経過措置とする。	(3)特例基金繰入金の活用 特例基金の活用可能期間は、平成30年度から35年度までとなっている。詳細については、国から示される内容に基づき検討を行うこととする。	

通し No	ページ	章・項	変更後(新)	変更前(旧)	備考
21	P15	第4章 1 保険料(税)収納率の推移	(1)現年課税分 県内市町村国保の保険料(税)現年課税分の収納率は、平成27年度91. 64% _____ であり、平成22年度86. 44%から、5. 19ポイント増加した。	(1)現年課税分 県内市町村国保の保険料(税)現年課税分の収納率は、平成27年度91. 63%(速報値)であり、平成22年度86. 44%から、5. 19ポイント増加した。	
22	P16	第4章 1 保険料(税)収納率の推移	(2)滞納繰越分 県内市町村国保の保険料(税)滞納繰越分の収納率は、平成27年度が20. 92% _____ であり、平成23年度以降、全国平均を上回っている。	(2)滞納繰越分 県内市町村国保の保険料(税)滞納繰越分の収納率は、平成27年度が20. 92%(速報値)であり、平成23年度以降、全国平均を上回っている。	
23	P17	第4章 3 収納率目標の設定	ア 県平均収納率が、平成27年度の全国の上位4割相当の収納率(93%)の水準に達することを目標とする。	ア 県平均収納率が、平成26年度の全国第20位の収納率(92. 46%)の水準に達することを目標とする。	
24	P20	第5章 4 保険給付の適正な実施に関する取組	全市町村が、柔道整復及びあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの適正受診について啓発記事を広報等へ掲載し、被保険者へ啓発を行う。	全市町村が 適正受診について啓発記事を広報等へ掲載し、被保険者へ啓発を行う。	パブリックコメントNo.25 (資料3-1 6ページ)
25	P22	第6章 冒頭	国民健康保険の財政運営に当たっては、保険給付についても適正化を行い、限られた財源を有効に活用することが重要であることから、県と市町村等が一体となって、被保険者の健康づくりと医療費の更なる適正化の取組を推進するものとする。	国民健康保険の財政運営に当たっては、保険給付についても適正化を行い、限られた財源を有効に活用することが重要であることから、県と市町村 _____ が一体となって _____ 医療費の _____ 適正化の取組を推進するものとする。	パブリックコメントNo.26 (資料3-1 7ページ) 運営協議会No.1,2 (資料3-2 1ページ)
26	P22	第6章 2 医療費の適正化に向けた取組	(1)特定健診・特定保健指導実施率の向上 特定健診・特定健康保健指導実施率の更なる向上に向け、県と市町村は連携して、未受診者に対する普及啓発・受診勧奨に継続して取り組む。 特に、特定保健指導の実施率は全国平均を下回っていることから、早期の向上を目指し、事業促進のための広報や先進事例の情報共有等により一層取り組むこととする。	(1)特定健診・特定保健指導実施率の向上 特定健診・特定健康保健指導実施率の更なる向上に向け、県と市町村は _____ 未受診者に対する普及啓発・受診勧奨に継続して取り組む。 _____	パブリックコメントNo.31 (資料3-1 8ページ) 運営協議会No. 3 (資料3-2 1ページ)
27	P23	第6章 2 医療費の適正化に向けた取組	(3)後発医薬品の使用促進 既に各市町村において後発医薬品の差額通知を実施し、後発医薬品の使用割合は全国値を上回っているが、平成30年度からは、全市町村において年に複数回の差額通知を実施するとともに、対象者の選定方法や様式等を統一することにより、県と市町村が連携して、更なる後発医薬品の使用を促進する。	(3)後発医薬品の使用促進 既に各市町村において後発医薬品の差額通知は実施しているが、平成30年度からは、年間通知回数及び対象者の選定方法等を全市町村が統一する方向で調整を行い、 後発医薬品の使用を促進する。	パブリックコメントNo.32 (資料3-1 8ページ) 運営協議会No. 4,5,6 (資料3-2 1,2ページ)
28	P23	第6章 2 医療費の適正化に向けた取組	(5)スマートみやぎ健民会議 県民の健康寿命の延伸を目指し設立した「スマートみやぎ健民会議」について、県は企業、保険者、医療関係団体、報道機関、行政等の参画と協働を推進し、県民の健康づくりの支援体制を構築する。	(新規追加)	

通し No	ページ	章・項	変更後(新)	変更前(旧)	備考
29	P23	第6章 2 医療費の適正化に向けた取組	(6)歯と口腔の健康づくり <u>歯・口腔の健康が、全身の健康、健康寿命の延伸、医療費等の適正化をはじめ社会保険給付費の増加抑制に寄与することから、県と市町村は、被保険者が必要な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス及び歯科治療等の歯科口腔保健医療サービスを受ける機会を確保し、歯と口腔の健康づくりを促進する。</u>	(新規追加)	パブリックコメントNo.33 (資料3-1 9ページ)
30	P25	第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項	2 国保データベース(KDB)システム等の活用 <u>県は、国保データベース(KDB)システムや被用者保険のデータ等の健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、市町村や宮城県国民健康保険団体連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行う。</u>	2 国保データベース(KDB)システム等の活用 <u>県は、国保データベース(KDB)システム等の健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、市町村や国民健康保険団体連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行う。</u>	パブリックコメントNo.28 (資料3-1 7ページ) 運営協議会No. 9,10 (資料3-2 2,3ページ)
31	P26	第9章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等に関する事項	<u>第9章全てを26ページへ移動</u>	<u>第9章全てが24ページに掲載</u>	